

令和 7 年度城陽市奨学生募集要項

(資格) 次の 1～6 のすべてに該当する人

- 1 高等学校又は高等専門学校の第 1 学年に在学する人
- 2 学力優良である人（中学校最終学年の学習成績の評定の平均が、5 段階で 3.0 以上の人。ただし選択科目は除く）
- 3 学資支出が困難な状況にある人（所得基準についてはお問い合わせください）
- 4 保護者が市内に住所を有する人
- 5 保護者が任用の期間の定めのない国家公務員又は地方公務員ではない者
- 6 他の奨学金制度（貸付型を含む）などを受けていない人

(交付額) 50,000 円（1 人 1 回限り）

(募集人数) 10 人以内（予算の範囲内）

(募集期間) 令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

(申請方法) 下記の申請書類を城陽市教育委員会学校教育課（城陽市役所西庁舎）に提出

- 1 城陽市奨学生願書（様式第 1 号）
- 2 出身中学校長の推薦を受けた城陽市奨学生推薦書（様式第 2 号）
- 3 保護者及び 20 歳以上の世帯員の市民税課税証明書（税務課市民税係で取得）
- 4 世帯全員分の住民票の写し（続柄の記載されているもの）（市民課で取得）
- 5 口座振替依頼書

(決定・交付時期)

- 7 月上旬 審査の上交付可否を決定
- 7 月中旬 申請者全員に交付可否を通知
- 7 月末 交付決定者に振込

(取消) 1 交付までの間に、次の場合に該当したとき

- ①保護者が市外に住所を移したとき②退学したとき③停学その他の処分を受けたとき
- 2 交付前・交付後に関わらず、年度内に他の奨学金制度等を受けることとなったとき

(返還) 交付を受けた人が次の場合に該当するときは、既に交付した奨学金を返還していただきます。

- 1 上記の「取消」の理由に該当するとき
- 2 虚偽又は不正の手段により交付を受けたとき

(申請・問い合わせ先)

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口 16 番地、17 番地（城陽市役所西庁舎）
城陽市教育委員会 学校教育課
電話（0774）56-4003 FAX（0774）56-0801